

報告書の記載及び提出上等の留意事項

1 対象者

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までの間において、本県の（特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けていた者が対象となります。

なお、上記期間の途中で許可を受けた者及び途中で許可を失った者も対象となります。

2 報告の対象となる産業廃棄物

令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までの1年間において、産業廃棄物の排出事業者等からの委託により処理した産業廃棄物のうち、本県の許可を要するもの（収集運搬業の場合は、排出者又は運搬先の住所が本県内であるもの。処分業の場合は、本県内の処理施設で処分したもの。）が対象となります。

なお、自社廃棄物の運搬や処分（「自社運搬」や「自社処分」）は対象となりません。

※ 電子マニフェストを使用した場合も対象です。

3 提出期限

令和5（2023）年6月30日（金）まで

4 提出部数

1部

※ 副本（提出者控え）の返送を希望される場合は、送料分の切手を貼付した返信用封筒を併せて提出してください。

※ 栃木県電子申請システムを利用した電子報告が可能です。利用方法は、「7 電子報告」を御覧ください。

5 取扱窓口（提出先及び問合せ先）

本県から交付されている許可証の最下部に記載されている取扱窓口へお願いします。

	取扱窓口	住所及び電話番号	管轄市町
1	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
2	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
3	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩 原市、さくら市、那須烏山 市、塩谷町、高根沢町、那 須町、那珂川町
4	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
5	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、 壬生町、野木町
6	資源循環推進課(※) 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3154	宇都宮市、栃木県以外

※令和3年4月1日から、資源循環推進課（旧名称：廃棄物対策課）へ名称が変更になりました。

6 報告様式

同封の報告様式を使用してください。（栃木県ホームページからもダウンロードできます。）

提出に必要な報告書の種類は、以下の表により確認してください。

なお、実績がない場合は、様式第1号のみ提出してください。

様式	標 題	産廃		特別管理	
		収運	処分	収運	処分
様式第1号	報告添書	◎	◎	◎	◎
様式第2号	産業廃棄物収集運搬業 実績報告書	○			
様式第3号	特別管理産業廃棄物収集運搬業 実績報告書			○	
様式第4号	産業廃棄物処分業 実績報告書		○		
様式第5号	特別管理産業廃棄物処分業 実績報告書				○
様式第6号	産業廃棄物収集運搬業実績報告 集計表	○			
様式第7号	特別管理産業廃棄物収集運搬業実績報告 集計表			○	
様式第8号	産業廃棄物処分業実績報告 集計表		○		
様式第9号	特別管理産業廃棄物処分業実績報告 集計表				○
様式第10号	産業廃棄物中間処理後の廃棄物の状況報告書		△		
様式第11号	特別管理産業廃棄物中間処理後の廃棄物の状況報告書				△

※ 複数の許可を取得している場合は、許可ごとに様式第1号を提出してください。

◎及び○を提出してください（◎は実績の有無にかかわらず、必ず提出してください。）。

△は、様式第4号又は第5号で記載が困難な場合に限り提出してください。

7 電子報告

(1) 栃木県電子申請システムを利用した報告

栃木県電子申請システムからオンラインで報告を行うことができます。報告様式に記入の上、栃木県電子申請システムから報告してください。

〔栃木県電子申請システム〕

https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=4920

また、以下のHPから「廃棄物処理業の実績報告」を検索してください。

https://s-kantan.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 電子記録媒体（CD-R 等）による報告

報告書のページ数が多量になる場合は、電子記録媒体（CD-R 等）による報告が可能です。栃木県ホームページから報告様式をダウンロードし、報告内容を記載の上、電子記録媒体（CD-R 等）を提出してください。なお、提出された電子記録媒体は返却できません。

8 記載要領

(1) 一般的留意事項

ア 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物は、別々に記載してください。

イ 報告書（様式第2号～第5号）に報告内容を記載後、必ず**集計表**（様式第6号～第9号）を作成してください。

(2) 報告添書（様式第1号）

ア 許可の種類は、該当するものに○を付け、許可番号を記載してください。

イ 実績の有無、提出する報告書、集計表について、該当するものに○を付けてください。

ウ 内容確認等のため連絡する場合がありますので、電話番号を必ず記載してください。

※ 代表者印の押印は不要です。

エ 廃棄物の量は、**小数点以下第2位まで**記載してください。

カンマ「，」又は小数点「．」は、はっきりと区別して記載してください。

オ 廃棄物の単位は、「t（トン）」又は「m³（立米）」で記載してください。

(3) 報告書（様式第2号～第5号）

ア 令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までの間に、実際に収集運搬又は処分した産業廃棄物の量を記載してください。

イ 「産業廃棄物の種類」欄について

「表1 産業廃棄物の種類」又は「表2 特別管理産業廃棄物の種類」から該当する産業廃棄物の種類を選び、記載してください。有価物や一般廃棄物は記載しないでください。

※ 「石綿含有産業廃棄物」、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を含む品目については、それぞれの産業廃棄物とは分けて記載してください。

※ 「〇〇混合廃棄物」や「蛍光管」という記載はしないでください。

混合廃棄物、蛍光管などについては、産業廃棄物の種類ごとに按分して記載してください。

※ 処理した特別管理産業廃棄物が特定有害産業廃棄物（表3参照）に該当する場合、それぞれの特別管理産業廃棄物とは分けて記載してください。

ウ 「排出事業場情報」欄について

(ア) 「許可番号」

他の処理業者から再委託を受けた場合、委託元業者の許可番号を記載してください。

(イ) 「氏名又は名称」

委託者の氏名又は名称を記載してください。

(ウ) 「住所」

当該産業廃棄物が排出された場所（排出事業場等）の所在地を記載してください。

エ 「運搬先情報」欄について（収集運搬業の場合）

(ア) 「許可番号」「氏名又は名称」「住所」

産業廃棄物を搬入した処分業者等の許可番号、氏名又は名称、処理施設等の所在地を記載してください。

(イ) 「処分方法」

焼却、破碎、堆肥化、固形化、埋立などの具体的な処分方法を記載してください。

運搬先が積替保管施設の場合は「積替保管」、場外保管場所の場合は「場外保管」と記載してください。「再生」という記載はしないでください。

オ 「処分情報」欄について（処分業の場合）

(ア) 「処分方法」

焼却、破碎、堆肥化、固形化、埋立などの具体的な処分方法を記載してください。

(イ) 「処分場所」

中間処理施設又は最終処分場の住所を記載してください。

カ 「中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報」欄について（処分業の場合）

(ア) 「許可番号」「氏名又は名称」「住所」

中間処理業者又は最終処分業者に処分を委託した場合は、受託業者の許可番号、氏名又は名称、住所を記載してください。

中間処理後に売却した場合は、売却先業者について記載してください。

(イ) 「委託内容等」

焼却、破碎、堆肥化、固形化、埋立などの具体的な処分方法を記載してください。

中間処理後に売却した場合は、「売却」と記載し、「販売商品の種類」も記載してください。

(4) 集計表（様式第6号～第9号）

ア 報告書（様式第2号～第5号）に記載した運搬量を集計した結果を記載してください。

焼却・破碎等は「中間処理」として集計し、積替保管及び場外保管は集計に含めないでください。

イ 住所は都道府県単位で集計し、処分方法は「中間処理」又は「埋立処分」として集計してく

ださい。

ウ 「許可の種類」欄について

「産業廃棄物収集運搬業」、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」、「産業廃棄物中間処理業」、「特別管理産業廃棄物中間処理業」、「産業廃棄物最終処分業」のうち該当するものを記載し、「積替保管」については、括弧書きで（積替あり）又は（積替なし）と記載してください。

また、処分業の場合は、破碎、焼却、埋立など具体的な処分方法を記載してください。

エ 「許可番号」欄について

本県から受けている許可の許可番号を記載してください。

オ 「廃棄物の種類」欄について

「8 記載要領」の(3)イ「産業廃棄物の種類」と同様に記載してください。

カ 「排出事業場情報」欄について

「住所」には都道府県名のみを記載してください。

キ 「運搬先情報」欄について（収集運搬業の場合）

「処分情報」欄について（処分業の場合）

(7) 「住所」

都道府県名のみを記載してください。

(4) 「処分方法」

「中間処理」又は「埋立処分」のいずれかを記載してください。

ク 「中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報」欄について（処分業の場合）

(7) 「住所」

都道府県名のみを記載してください。

(4) 「委託内容等」

中間処理又は埋立処分のいずれかを記載してください。

再生利用の場合には、「売却（販売商品の種類）」等を記載してください。

(5) 中間処理後の廃棄物の状況報告書（様式第10号又は第11号）

ア 「中間処理後の廃棄物」欄について

(7) 「中間処理方法」

焼却、破碎、堆肥化、固形化、埋立などの具体的な処分方法を記載してください。

(4) 「中間処理後の種類」

「8 記載要領」の(3)イ「産業廃棄物の種類」と同様に記載してください。

再生利用の場合は、販売商品の種類を記載してください。

イ 「中間処理後の廃棄物の処分・再生利用等情報」欄について

(7) 「許可番号」「処分業者名等、処分場所等」

中間処理業者又は最終処分業者に処分を委託した場合は、受託業者の許可番号、氏名又は名称、住所を記載してください。

中間処理後に売却した場合は、売却先業者について記載してください。

(4) 「備考」

処分を委託した場合は、その方法を焼却、破碎、堆肥化、埋立など具体的に記載してください。

再生利用した場合は、「売却」等と実態を記載してください。

9 提出

該当する報告書（様式第2号～第5号）及び集計表（様式第6号～第9号）を取りまとめの上、報告添書（様式第1号）とともに提出してください。

表1 産業廃棄物の種類

種類	石綿含有	水銀使用製品	水銀含有
燃え殻			燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む）
汚泥	汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む）	汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	汚泥（水銀含有ばいじん等を含む）
廃油		廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
廃酸		廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	廃酸（水銀含有ばいじん等を含む）
廃アルカリ		廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む）
廃プラスチック類	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）	廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
紙くず			
木くず			
繊維くず			
動植物性残さ			
動物系固形不要物			
ゴムくず			
金属くず		金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）	
鉱さい			鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む）
がれき類	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）		
動物のふん尿			
動物の死体			
ばいじん			ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）
13号廃棄物			

表2 特別管理産業廃棄物の種類

廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性廃棄物	廃PCB等
PCB汚染物	PCB処理物	廃水銀等	廃水銀等処理物	指定下水汚泥
廃石綿等	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥

表 3

特定有害産業廃棄物とは、①から⑧の廃棄物が該当します。

- ①廃PCB等 ②PCB汚染物 ③PCB処理物 ④廃水銀等 ⑤廃水銀等処理物
 ⑥指定下水汚泥 ⑦廃石綿等 ⑧基準値を超える燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、
 廃酸、廃アルカリ 等

(※ 廃棄物によっては発生する施設が限定されます。)

(⑧に該当する廃棄物の判定基準)

(単位：mg/l)

廃棄物の種類	溶出試験による判定		含有量試験による判定
	燃え殻・ばいじん・鉍さい	汚 泥	廃油・廃酸・廃アルカリ
金属等の種類			
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.05
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.3
鉛又はその化合物	0.3	0.3	1
有機燐化合物	—	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	5
砒素又はその化合物	0.3	0.3	1
シアン化合物	—	1	1
PCB	—	0.003	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	1
ジクロロメタン	—	0.2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.2
1, 2-ジクロロエタン	—	0.04	0.4
1, 1-ジクロロエチレン	—	1	10
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	0.4	4
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	3	30
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0.06	0.6
1, 3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.2
チウラム	—	0.06	0.6
シマジン	—	0.03	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	2
ベンゼン	—	0.1	1
セレン又はその化合物	0.3	0.3	1
1, 4-ジオキサン	0.5 ※1	0.5	5
DXN (ダイオキシン類)	3ng / g ※2	—	—

※1 燃え殻及び鉍さいは除く。

※2 鉍さいは除く。